

はじめに

鹿児島県では、自死によって毎年約300人と未だ多くの尊い命が失われています。自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その背景には、過労・生活困窮・育児や介護の疲れ・いじめや孤立など様々な社会的要因があると言われています。昨今では、新型コロナウイルス流行の影響もあり、日々の生活に不安を感じる方も多く、非常に深刻な状態が続いております。

そうした中で、さまざまな悩みや不安を抱え生活に困ったときに、誰を頼ればいいのか、 どこに相談すればいいのか分からないという方や、相談することをためらって悩みや問題 をひとりで抱え込んでしまっている方を早期に把握し、生きづらさを取り除くことのできる 相談支援体制の整備に、包括的な支援として総合的に、取り組むことが必要であります。

瀬戸内町は現在、ひとりの孤立も生まない、支え合い、繋がり合える心豊かな町を目指 し「チームせとうち"我が事・丸ごと"支え愛」宣言を行い、地域共生社会の実現を目指した、 国のモデル事業に取り組み推進してまいりました。

このような中、『第2期瀬戸内町いのちを守るネットワーク推進計画~誰もが住みよい瀬戸内町を目指して~』は、その実効性をさらに高めるために、町内で実施されている様々な「生きる支援」に関連する事業間の連携を図り、総合的な取組を推進することを目的として策定しました。今後も、国をはじめ県・各市町村、関係機関との連携をさらに強化するとともに、町民の皆様と一体となった「生きることの包括的な支援」として取り組みを展開してまいりたいと考えておりますので、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、本計画の策定に際し貴重な御意見やお力添えを賜りました瀬戸内町 策定委員会の皆様、策定にかかるアンケート調査に御協力いただきました皆様に心から感 謝を申し上げます。

令和7年3月

瀬戸内町長 鎌田 愛人



目次

Ι	計画の概要	1
	1 計画策定の背景と趣旨	1
	2 自殺総合対策大綱のポイント	2
	3 計画の位置付け	3
	4 計画の期間	3
	5 計画の数値目標	3
${\rm I\hspace{1em}I}$	瀬戸内町の自殺の現状と関連するデータ	4
	1 瀬戸内町の自殺の現状	4
	2 町民意識調査の結果(抜粋)	6
	(1)調査概要	6
	(2)調査結果より見える課題	6
Ш	自殺対策の基本方針	. 11
	1 自殺対策の基本認識	. 11
	2 自殺対策の基本方針	. 13
IV	いのち支える自殺対策における取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 16
	1 瀬戸内町の自殺対策7本柱	. 16
	【施策1】地域・役場組織内におけるネットワークの強化	
	【施策2】自殺対策を支える人材の育成	. 19
	【施策3】町民の皆さんへのお知らせと知識の共有	.21
	【施策4】生きることの促進要因への支援	. 23
	【施策 5 】若年層への支援の強化	. 25
	【施策6】高齢者への支援の強化	. 28
	【施策7】失業・無職・生活に困窮している人への支援の強化	. 30
	2 生きる支援関連施策一覧	. 32
٧	自殺対策の推進体制	.48
VI	資料	. 50
	瀬戸内町自殺対策計画策定委員会設置要綱	. 50
	瀬戸内町自殺対策計画策定委員会委員名簿	. 52
	"我が事・丸ごと"支え愛宣言	. 53
	自殺対策基本法	.54

I 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

平成18年10月に自殺対策基本法(以下「基本法」という。)が施行されて以降、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は広く「社会の問題」と認識されるようになり、国を挙げて自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数は3万人台から2万人台に減少するなど、着実に成果を上げてきました。しかし、自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、さらに令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、総数は11年ぶりに前年を上回りました。特に、小中高生の自殺者数は、自殺者の総数が減少傾向にある中においても、増加傾向となっており、令和2年には過去最多、令和3年には過去2番目の水準になっています。

このように非常事態はいまだ続いており、決して楽観できる状況にはありません。 自殺は、 その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、 生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤独・孤立などの様々な社会的要因があることが知られ ています。

このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」を減らし、「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」のそれぞれのレベルにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進するものとし、自殺は、その多くが追い込まれた末の死であることや、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指しています。

本町においては、「チームせとうち"我が事・丸ごと"支え愛のまち"宣言」をし、「生まれてよかった」「住んでよかった」「訪れてよかった」と思える地域づくりを進め、町民の力を結集して、ひとりの孤立も生まない、支え合いつながり合える心豊かなまちづくりに取り組んでいます。また、令和元年度に「瀬戸内町いのちを守るネットワーク推進計画」を策定し、自殺対策を推進してきました。

本計画は、自殺総合対策大綱が令和4年に見直されたことをうけ、「第2期瀬戸内町いのちを守るネットワーク推進計画」として策定するものであり、引き続き、自殺対策を総合的に推進し、「誰もが住みよい瀬戸内町」の実現を目指します。

2 自殺総合対策大綱のポイント

自殺総合対策大綱は、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として 定めるものであり、おおむね5年を目途に見直すこととなっています。平成19年6月に策定さ れた後、平成24年8月と平成29年7月に見直しが行われました。平成29年に閣議決定され た大綱について、令和3年から見直しに向けた検討に着手し、我が国の自殺の実態を踏まえ、 令和4年10月、「自殺総合対策大綱~誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指 して~」が閣議決定されました。

見直し後の大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組に加え、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化、女性に対する支援の強化、地域自殺対策の取組強化、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進などを追加し、総合的な自殺対策の更なる推進・強化を掲げています。

1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ●自殺等の事案について詳細な調査や分析をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- ●子どもの自殺危機に対応していくチームとして学校、地域の支援者等が連携し自殺対 策にあたることができる仕組み等の構築。
- ●命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進。
- ●学校の長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- ●「こども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。

2 女性に対する支援の強化

●妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。

3 地域自殺対策の取組強化

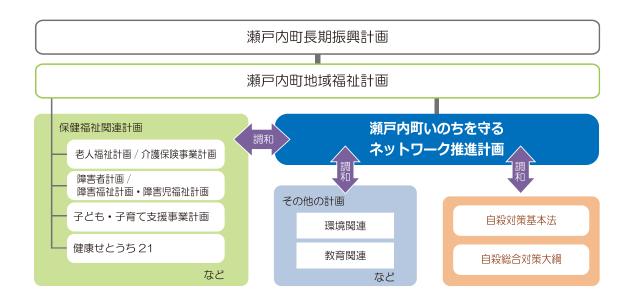
- ●地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援。
- ●地域自殺対策推進センターの機能強化。

4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ●新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。
- ●国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって取り組んできた総合的な施 策の更なる推進・強化。
- ■孤独・孤立対策等との連携■自殺者や親族等の名誉等■ゲートキーパー普及※■SNS 相談体制充実■精神科医療との連携■自殺未遂者支援■勤務問題■遺族支援■性的マイノリティ支援■誹謗中傷対策■自殺報道対策■調査研究■国際的情報発信など

3 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の定により、本町における実情を勘案して定める 自殺対策についての計画です。中長期的な視点を持って継続的に実施していくため、「自殺対 策基本法」「自殺総合対策大綱」を踏まえ、また、関連性の高い計画である「瀬戸内町長期振 興計画」や「瀬戸内町地域福祉計画」、「健康せとうち21」等と調和を図ります。



4 計画の期間

令和7年度から令和10年度までの4年間とします。なお、国の政策と連携する必要があることから、国の動向や社会情勢の変化に配慮し、必要に応じ計画の見直しを行います。

5 計画の数値目標

町として自殺対策を通じて最終的に目指すのは「誰もが住みよい瀬戸内町」です。この社会の実現に向けては、対策を進める上での具体的な数値目標等を定めるとともに、それらの取組がどのような効果を挙げているのかといった、取組の成果と合わせて検証を行っていく必要があります。

本町では、毎年約2人が亡くなっているという状況から、計画最終年度の令和10年までに、 年間自殺者数を0人とすることを町の目標に掲げます。

Ⅱ 瀬戸内町の自殺の現状と関連するデータ

1 瀬戸内町の自殺の現状

本町においては、2019(令和元)年から2023(令和5)年の5年間で11人(男性9人、女性2人)が自殺で亡くなっています。地域自殺実態プロファイル*によれば、本町の主な自殺者の特徴は以下の表の通りとなっており、重点的に取り組むこととして、「高齢者」「生活困窮者」「子ども・若者」「無職者・失業者」が推奨されています。

※地方公共団体の地域自殺対策計画の策定を支援するために、国が「いのち支える自殺対策推進センター」において、すべての都道府県、市町村それぞれの自殺の実態を分析したものです。

【地域の主な自殺者の特徴(2019年(令和元年)~2023年(令和5年)合計)】

	自殺者の特性	自殺者数	割合	自殺死亡率	背景にある主な自殺の
	上位5区分	(5年計)	חנם	(10万対)	危機経路**
1 位	男性 60歳以上 無職独居	3	27.3%	141.8	失業(退職) + 死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
2 位	男性 60歳以上 無職同居	2	18.2%	55.3	失業(退職)→生活苦+介護の悩 み(疲れ)+身体疾患→自殺
3 位	男性 20~39歳 無職独居	1	9.1%	1569.9	①【30 代その他無職】失業→生 活苦→多重債務→うつ状態→自 殺/②【20 代学生】学内の人間 関係→休学→うつ状態→自殺
4 位	男性 40~59歳 無職独居	1	9.1%	368.4	失業→生活苦→借金→うつ状態 →自殺
5 位	女性 20~39歳 有職同居	1	9.1%	73.9	離婚の悩み→非正規雇用→生活 苦+子育ての悩み→うつ状態→ 自殺

資料:地域自殺実態プロファイル 2024

- ・警察庁自殺統計原票データをいのち支える自殺対策推進センター(以下、JSCP)にて個別集計
- ・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順
- ・自殺死亡率の算出に用いた人口は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPに て推計したもの
- ・「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書 2013」を参考に推定したもの。自 殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではあり ません。

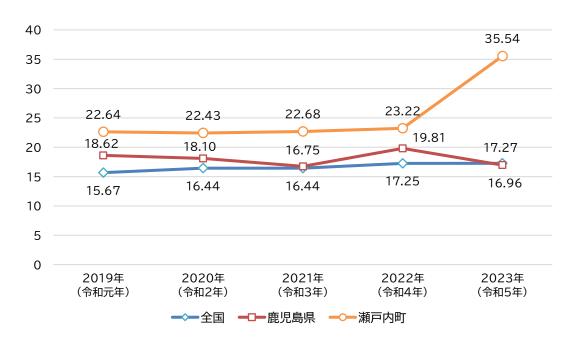
年に約2人亡くなっており、令和5年の自殺者数は3人、自殺死亡率(人口10万人対の人数)は35.54となっており、全国・県平均より高い水準で推移しています。

【自殺者数および自殺死亡率の推移】

	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	合計
自殺者数	2	2	2	2	3	11
自殺死亡率	22. 64	22. 43	22. 68	23. 22	35. 54	-

資料:地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

【自殺死亡率の推移(全国・県との比較)】



資料:地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

2 町民意識調査の結果(抜粋)

(1)調査概要

●調査方法: 郵送による配布・回収

●調査期間 : 令和7年1月

●調査対象 : 瀬戸内町に住所を有する 14 歳以上の町民から無作為に抽出

●回収状況

配布数	回収数	回収率
500	145	29.0%

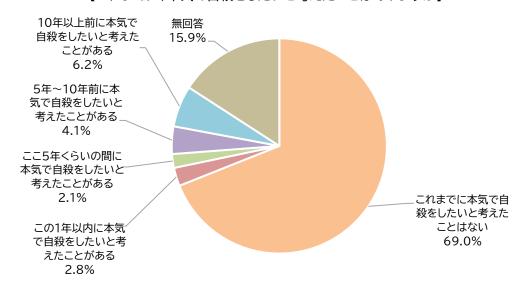
.

(2)調査結果より見える課題

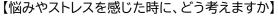
「あなたは、これまでの人生の中で、本気で自殺したいと考えたことがありますか」という質問に対して、「考えたことがある」とした回答が 15.2%となっています。

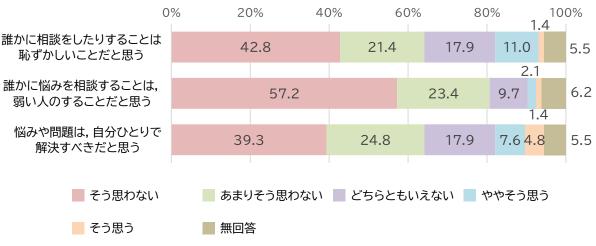
また、2.8%の方が「ここ1年以内に自殺したいと考えたことがある」と回答しています。

【これまでに、本気で自殺をしたいと考えたことはありますか】



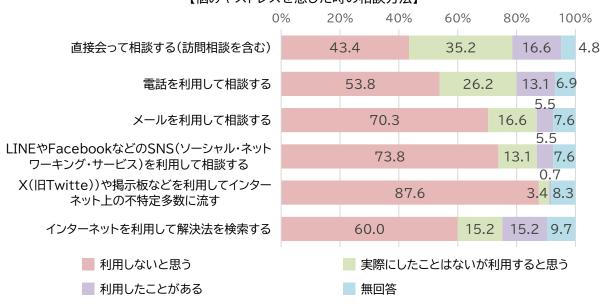
「誰かに相談をしたりすることは恥ずかしいことだと思う」、「誰かに悩みを相談することは、弱い人のすることだと思う」、「悩みや問題は、自分ひとりで解決すべきだと思う」といった回答がみられることから、うつ対策や自殺対策の視点から、他人や相談機関等に援助を求め、悩みやストレスを解決してもよいこと、何でも自分で解決しなくてもよいこと、といった意識啓発が必要です。





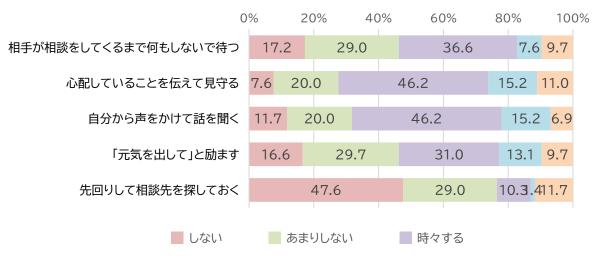
使いたいと思う相談方法(「利用したことがある」と「実際にしたことはないが利用すると思う」の合計)は、「直接会って相談する(訪問相談を含む)」、「電話を利用して相談する」、「インターネットを利用して解決法を検索する」と回答した割合が高くなっているものの、メールやLINEやFacebookなどのSNSを利用するとした回答もみられることから、面談や訪問といった従来の相談方法の充実に加え、メールやSNSといった多様な相談ニーズにも対応するなど、相談者が必要とするときに効果的な対応が可能となるよう仕組みが求められます。

【悩みやストレスを感じた時の相談方法】

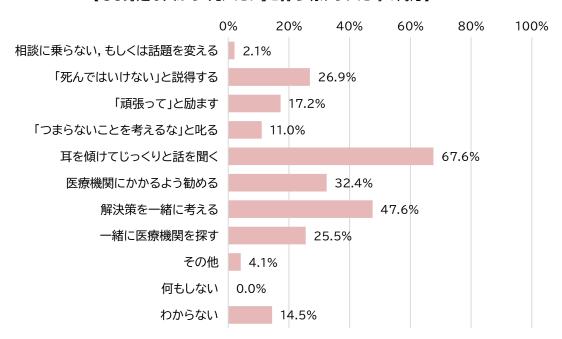


身近な人がいつもと違った様子で辛そうに見えた時には「心配していることを伝えて見守る」「自分から声をかけて話を聞く」といった回答や、身近な人からの自殺念慮について打ち明けられた際に、「耳を傾けてじっくりと話を聞く」「解決策を一緒に考える」「「死んではいけない」と説得する」といった回答が多くみられたことから、傾聴についてのスキル向上やより効果的な対応方法の提供など、知識の普及やゲートキーパーやこころのサポーターの養成が求められます。

【身近な人がいつもと違った様子で辛そうに見えた時にどうするか】

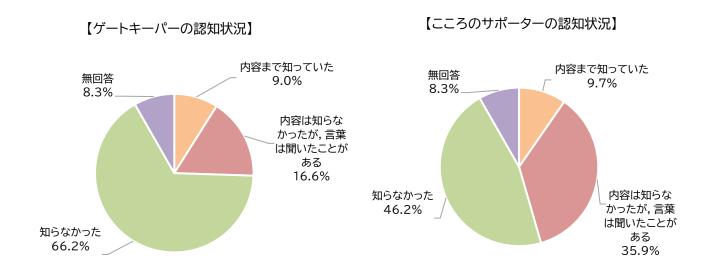


【もし身近な人から「死にたい」と打ち明けられた時の対応】



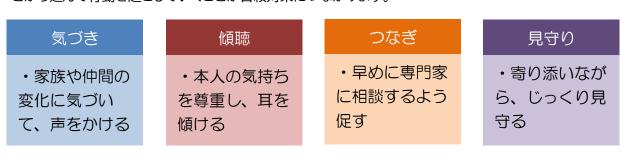
「ゲートキーパー」については、「内容まで知っていた」とする回答は 9.0%となっており、 66.2%が知らないと回答しています。また、「こころのサポーター」については、「内容まで知っていた」とする回答は 9.7%となっており、46.2%が知らないと回答しています。

ゲートキーパーやこころのサポーターの認知度は高いとは言えない状況であるため、その役割等についての啓発や周知を図る必要があります。



「ゲートキーパー」とは・・・

「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことです。自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要です。1人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくことが自殺対策につながります。



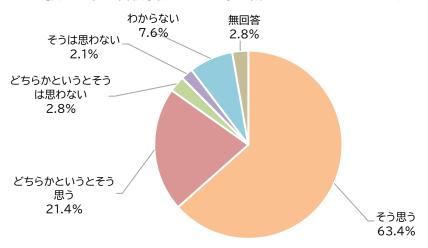
「こころのサポーター」とは・・・

こころのサポーターとは、メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識と理解を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族等に対して傾聴を中心とした支援ができる人のことを指します。各地域でこころのサポーターが養成されていくことで、地域における普及啓発にも寄与するとともに、メンタルヘルス不調等の予防、さらには早期介入に繋がることが期待されています。

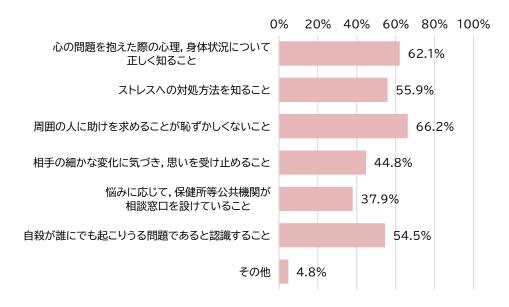
児童生徒が自殺予防について学ぶ機会があったほうがよいと思うとした回答(「そう思う」 と「どちらかというとそう思う」の合計)が84.8%となっています。

また、自殺予防に資する学びとしては、「周囲の人に助けを求めることが恥ずかしくないこと」が 66.2%、「心の問題を抱えた際の心理、身体状況について正しく知ること」が 62.1%、「ストレスへの対処方法を知ること」が 55.9%、「自殺が誰にでも起こりうる問題であると認識すること」が 54.5%となっています。児童生徒の自殺予防対策として、SOSの出し方に関する教育や受け止め方に関する研修の推進やSNS等を活用した相談体制、子どもの居場所づくりが求められます。

【児童生徒が自殺予防について学ぶ機会があった方がよいと思うか】



【児童生徒の段階において、学べば自殺予防に資すると思うこと】



Ⅲ 自殺対策の基本方針

1 自殺対策の基本認識

自殺総合対策大綱では、自殺の現状と自殺総合対策における基本認識が示されています。 本町における自殺対策も、以下に掲げる基本認識のもと、取組を進めます。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。自殺に至る心理は、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ることや、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と捉えることができるからです。 自殺行動に至った人の直前の心の健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたりするなど、これらの影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっています。 このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということを社会全体で認識するよう改めて徹底していく必要があります。

年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている

政府が推進すべき自殺対策の指針として自殺総合対策大綱(以下「大綱」という。)を策定し、その下で自殺対策を総合的に推進してきました。大綱に基づく政府の取組のみならず、地方公共団体、関係団体、民間団体等による様々な取組の結果、基本法が成立した平成18年とコロナ禍以前の令和元年とで自殺者数を比較すると、男性は38%減、女性は35%減となりました。しかし、それでも非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。この間、男性、特に中高年男性が大きな割合を占める状況は変わっていませんが、令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者数が増え、総数は11年ぶりに前年を上回りました。令和3年の総数は令和2年から減少したものの、女性の自殺者数は増加し、小中高生の自殺者数は過去2番目の水準となりました。さらに、我が国の人口10万人当たりの自殺による死亡率(以下「自殺死亡率」という。)はG7諸国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えています。かけがえのない多くの命が日々、自殺に追い込まれているのです。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進

社会全体のつながりが希薄化している中で、新型コロナウイルス感染症拡大により人との接触機会が減り、それが長期化することで、人との関わり合いや雇用形態を始めとした様々な変化が生じています。その中で女性や子ども・若者の自殺が増加し、また、自殺につながりかねない問題が深刻化するなど、今後の影響も懸念されます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響は現在も継続しており、その影響について確定的なことは分かっていません。そこで引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大の自殺への影響について情報収集・分析を行う必要があります。また、今回のコロナ禍において、様々な分野でICTが活用される状況となりました。今回の経験を生かし、今後、感染症の感染拡大が生じているか否かを問わず、国及び地域において必要な自殺対策を実施することができるよう、ICTの活用を推進します。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大下では、特に、自殺者数の増加が続いている女性を含め、無業者、非正規雇用労働者、ひとり親や、フリーランスなど雇用関係によらない働き方の者に大きな影響を与えていると考えられることや、不規則な学校生活を強いられたり行事や部活動が中止や延期となったりすることなどによる児童生徒たちへの影響も踏まえて対策を講じる必要があります。さらに、新型コロナウイルス感染症罹患後の実態把握を進めます。

地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

我が国の自殺対策が目指すのは「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」であり、基本法にも、その目的は「国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」とうたわれています。つまり、自殺対策を社会づくり、地域づくりとして推進することとされています。また、基本法では、都道府県及び市町村は、大綱、地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定するものとされています。あわせて、国は、地方公共団体による地域自殺対策計画の策定を支援するため、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律第4条の規定に基づき指定される指定調査研究等法人(以下「指定調査研究等法人」という。)において、都道府県及び市町村を自殺の地域特性ごとに類型化し、それぞれの類型において実施すべき自殺対策事業をまとめた政策パッケージを提供することに加えて、都道府県及び市町村が実施した政策パッケージの各自殺対策事業の成果等を分析し、分析結果を踏まえてそれぞれの政策パッケージの改善を図ることで、より精度の高い政策パッケージを地方公共団体に還元することとしています。自殺総合対策とは、このようにして国と地方公共団体等が協力しながら、全国的なPDCAサイクルを通じて、自殺対策を常に進化させながら推進していく取組です。

2 自殺対策の基本方針

自殺総合対策大綱で示されている以下の6点の基本方針を、計画に包含させます。

基本方針1

生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであることから、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせるものです。

基本方針2

関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、 精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、こ のような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携す る必要があります。

自殺の要因となり得る孤独・孤立、生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」の実施など地域共生社会の実現に向けた取組、生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすること、その他にも孤独・孤立対策やこども家庭庁との連携を図る取組が重要です。

基本方針3

対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方(三階層自殺対策連動モデル)です。

また、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

加えて、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

基本方針4

実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科 医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、メンタルヘルスへの理解 促進も含め、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

また、自殺に対する誤った認識や偏見によって、遺族等が悩みや苦しさを打ち明けづらい状況が作られるだけでなく、支援者等による遺族等への支援の妨げにもなっていることから、自殺に対する偏見を払拭し正しい理解を促進する啓発活動に取り組んでいくことが必要です。

基本方針5

関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

我が国の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」 を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民等が連携・協働して 国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果た すべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

具体的には、国には「自殺対策を総合的に策定し、実施する」責務があり、地方公共団体には「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があります。また関係団体や民間団体、企業には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求めら

れ、国民にも「自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む」ことが期待されます。

また、地域においては、地方公共団体、民間団体の相談窓口及び相談者の抱える課題に対応する制度や事業を担う支援機関(地域自殺対策推進センター、精神保健福祉センター、保健所等)とのネットワーク化を推進し、当該ネットワークを活用した必要な情報の共有が可能となる地域プラットフォームづくりが重要となります。

基本方針6

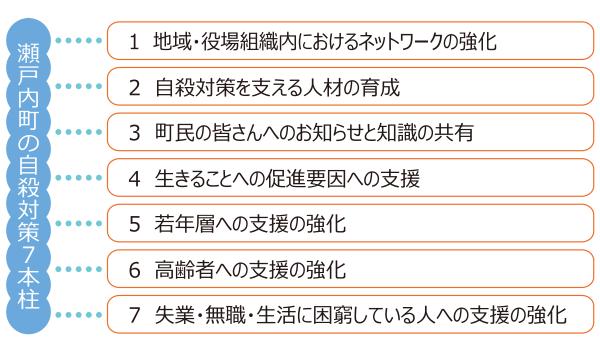
自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

国、地方公共団体、民間団体等の自殺対策に関わる者は、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、不当に侵害することのないよう、このことを認識して自殺対策に取り組んでいくことが必要です。

IV いのち支える自殺対策における取組

1 瀬戸内町の自殺対策7本柱

瀬戸内町では、町の自殺実態や町民意識調査の結果を踏まえ、かつ自殺対策の基本方針に のっとり、「誰もが住みよい瀬戸内町」の実現を目指して、主に以下の7つの施策を展開してい きます。



その他、「生きる支援関連施策」の実施

これらの施策のうち、1~4の施策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において も全国的に実施されることが望ましいとされている基本的な取組です。「事前対応」「危機対 応」「事後対応」のすべての段階に及び、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅する幅広い 施策群となっています。

一方、5の取組は、国が進めている「若年層」への対策を、6~7の取組は、町において特に 自殺の実態が深刻である「中年層」と「高齢者」、また、自殺のリスクを抱えている失業・無職や 生活に困窮する方々に焦点を絞った取組です。これらの取組については、いのち支える自殺 対策推進センターが作成した瀬戸内町の「自殺実態プロファイル」においても、特に重点的に 支援を展開する必要があるとされています。

★次頁からの施策 1~7 における「施策の展開」の見方

- 口:すでに取り組んでいること
- ■:今後、検討を進めること

1 地域におけるネットワークの強化

瀬戸内	り町いのちを守るネットワーク推進計画の実行体制の整備	保健福祉課				
	町の自殺対策を庁内各分野の部署と連携し、総合的かつ効果的に推進するため、全 課局長で組織する課局長会を推進本部の役割を担うものとして活用します。					
"我が	"我が事・丸ごと"支え愛地域づくり推進会議の開催 保健福祉課					
	国の自殺総合対策大綱に基づき、役場組織外の関係機関ならびに民間団体等と緊密な連携を図るとともに、さまざまな関係者の知見を活かし、自殺対策を総合的に推進するため、町内の産業・福祉団体や国・県の関係機関や専門家等を構成員とする"我が事・丸ごと"支え愛事業の相談支援部会と連動させ、自殺防止のための対策を強化します。					
集落の	区長及び嘱託員との連携強化	保健福祉課、総務課				
	各集落の自治会は、地域の見守りやさまざまな相談の受け皿となり得る地域のつながりの基盤です。区長及び嘱託員に自殺対策に関する研修の受講を推奨したり、区長会や嘱託員会の議題で自殺対策を取り上げるなど、各自治会で自殺対策に関する取組について働きかけることを足がかりに、自殺対策における自治会との具体的な連携の方法を検討していきます。					
	定の課題に関する連携・ネットワークの強化					
生活团	国窮者自立支援事業との連携強化	保健福祉課				
	自殺対策と生活困窮者に対する各種事業との連携を強化し、 に困窮する皆さんを関係機関が連携して支援できるよう、くら 福祉協議会と合同の研修会、ケース検討会を行います。					
※くらサポとは・・・生活や就労などでお困りの方の総合的な支援を行うため、平成 27 年 4 月から 生活困窮者自立支援法により、鹿児島県から事業を受託している「北大島くらし・しごとサポートセ ンター」(愛称「くらサポ」)。北大島地区の5市町村の社会福祉協議会の共同体で運営されている。						
保護を	必要とする児童を支援する事業との連携強化	町民生活課、保健福祉 課、教育委員会				
要保護児童地域対策協議会※と「瀬戸内町いのちを守るネットワーク推進本部」について、各関係機関の役割を整理、情報を共有するとともに連携強化を図り、支援対象者に対して効果的な支援を行います。						
i	※要保護児童地域対策協議会とは・・・要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童)の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保					

護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う会議体。

自殺未遂者支援のための連携強化		保健福祉課
	"我が事・丸ごと"支え愛事業の相談支援部会や鹿児島県自 を通じて、自殺未遂者に対する警察・消防・医療と行政機関 す。	124 2 172 113 124 = 1

3 ネットワーク間の円滑な情報共有の仕組みの構築

情報共	有シート活用	保健福祉課
	支援対象者に対する情報を支援機関同士が円滑に共有し、切ってきるよう、役場内関係課等が共通して使用できる"我が事を使用している情報共有シートを鹿児島県と連携し作成・導入し	丸ごと"支え愛事業で

1 瀬戸内町職員に対する研修

新任研修等職員研修への導入

保健福祉課·総務課

職員研修(特に新任と管理職対象)の中に、自殺の実態を理解し、ゲートキーパーとしての自覚を持つことを目的とした内容を組み入れます。さらに、上記研修を受けた職員が、より実践的な知識やスキルを身につけられるよう、自殺のサインに気づいたときに、丁寧に傾聴し、必要な支援先につなげられるようなロールプレイの実践や、複数の悩みを抱えている人を適切な窓口につなぐために関係機関同士の連携を図る多分野合同研修等を開催します。また、今後、更なる研修機会の導入を検討します。

全教職員が受講する研修会への導入

教育委員会

瀬戸内町教職員研修会において、生きる支援(自殺対策)に関する内容や「SOSの出し方に関する教育」を研修テーマに盛り込み、SOSの受け皿としての教職員の役割についての理解の促進に努めます。

福祉関係者と教育関係者の合同研修の実施

保健福祉課· 教育委員会

子どもや子育て家庭の支援について、出産〜就学・就学後や、義務教育終了後〜就職までの期間において切れ目のない支援を展開できるよう、福祉関係者と教育関係者の双方が合同で研修を行い、それぞれの支援についての基本的な考え方や、具体的な対応方法等についての認識を共有し、相互の支援内容や支援の実際を理解することで連携の円滑化を図ります。

異なる分野における研修の枠を活用し、自殺対策について説明

保健福祉課· 教育委員会

■ 以下の職員を対象とした各研修において、研修の一部の時間を活用して自殺対策に ついて説明を加える機会を作ります。

窓口対応を行う職員(総務課)/収納対策職員(税務課)/保育所職員/放課後児童クラブ職員/人権相談を行う担当者/ひとり親家庭福祉事業担当者(以上、町民生活課)/幼稚園職員/図書館司書/特別教育支援員/放課後子ども教室(以上、教育委員会)/保健福祉課職員/社会福祉協議会職員(以上、保健福祉課)他

ゲートキーパー研修の受講を推奨

町民生活課、保健福祉 課、教育委員会

広報誌において、受講団体を募集します。

■ 自殺対策をテーマとした研修を地域で開催する場合、以下の対象者に受講を推奨します。

男女共同参画推進協議会委員(企画課)/各金融機関/企業の衛生担当者(以上、商工交通課)/交通安全協会役員(総務課)/児童の登下校を見守るボランティア/「子ども110番の家」登録者/PTA/人権教育講座参加者/生涯学習講座参加者/子ども会役員(以上、教育委員会)/悩みごと相談員/居宅・介護サービスに従事する介護職員/民生委員・児童委員/町内の社会福祉法人職員/老人クラブ会員/救急医療に関わる医師・看護師/いきいきサロン/認知症サポーター/生活支援コーディネーター(以上、保健福祉課)他

2 民間団体を対象とした研修

瀬戸内町社会福祉協議会や民生委員・児童委員等との合同の研修

保健福祉課

瀬戸内町社会福祉協議会や民生委員・児童委員その他の福祉関係団体と合同の研修会や事例検討会を開催し、それぞれの支援についての基本的な考え方や、具体的な対応方法等についての認識を共有し、相互の支援内容や支援の実際を理解することで連携の円滑化を図ります。

見守り活動を行う団体への研修の実施

保健福祉課

高齢者等の安否確認を行う際、自殺のサインに気づき、必要な支援先にいち早くつ なげることができるよう、地域を支える健康づくり推進員や食生活改善推進員等の 見守り活動を行う団体にゲートキーパー研修を実施します。

3 町民を対象とした研修

町民向けのゲートキーパー研修の実施

保健福祉課

受講推奨:ゲートキーパーを養成するための講座を町民向けに開催し、身近な地域で 支え手となる住民の育成を進めることで、地域における見守り体制を強化します。

関連団体等へのゲートキーパー研修の実施・受講推奨

保健福祉課・ 教育委員会 等

ボランティアセンターに登録し活動する町民団体や、高齢者の居場所活動に取り組む 有償ボランティア、日頃から地域住民への見守り活動等に尽力している民生委員・児 童委員、子どもの登下校を見守るボランティア等に対しても、ゲートキーパー養成講 座への参加を積極的に呼びかけ、生きるための包括的な支援を行う人材の育成を進 めます。

1 リーフレット等啓発グッズの作成と周知

自殺対	対策に関する啓発	保健福祉課			
	9月の自殺予防週間において「こころの健康づくりシンポジウ検討します。また、3月の自殺対策強化月間は、生きる支援(知・啓発のため、本庁舎ロビー等においてポスターやパネルの配布等を実施します。	自殺対策)に関する周			
相談先	に情報を掲載したリーフレットの配布	全課			
	納税や保険料の支払い、子育てや町営住宅への入居等、各種 口を訪れた町民に対し、生きる支援に関するさまざまな相談 ト(以下、リーフレットという)を配布することで、町民に対する	たを掲載したリーフレッ			
+ 1 -		教育委員会			
	たでのリーフレットの配布	 			
	新成人にリーフレットを配布し、実行委員や主催者側から新成 暮らしの危機に陥った際に相談できる場所としてさまざまなる とを伝えます。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
町内名	ら地におけるリーフレットやポスター等の設置	全課			
	町内にある金融機関や集落公民館、公衆トイレ等に啓発用の資 する周知を図ります。	賢料を設置し、町民に対			
+ > =		北方禾巳人			
さゆり見	号交流館における啓発用ブースの設置	教育委員会			
	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、 殺対策に関するポスター等を展示します。	きゅら島交流館にて自			
目化道	自死遺族支援の情報が掲載されたリーフレットの配布 保健福祉課				
	自死遺族向けの支援情報の周知に努めます。				

2 町民向け講演会やイベント等の機会を活用した啓発

2 町民向け講演会やイベント等の機会を活用した啓発					
自殺予	ら 防週間中のイベントによる 啓発	保健福祉課			
	9月の自殺予防週間に合わせて、グッズの配布を実施します。 くりシンポジウム/講演会」の開催を検討し、町民の自殺問題 啓発を図ります。				
生涯等		教育委員会			
上//土つ					
	各種講座及び学習会において、自殺対策関連のテーマを扱う 守るネットワーク推進計画について説明を行い、リーフレットを ます。	1.5			
+ > =	3 女体经长光红四月 4 女狂 / 8 入上 6 阳/8	おおそこへ			
さゆりほ	号交流館などを利用した各種イベントの開催 	教育委員会			
•	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間の時期に、きゅら島交流館の館内のスペースで生きる支援(自殺対策)に関するイベントを開催するなど、町民に対する自殺対策の情報提供の場とします。				
3 各	種メディア媒体を活用した啓発活動				
広報組	紅広報せとうち」の活用および公式 SNS の活用	企画課·保健福祉課			
	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、町で、生きる支援(自殺対策)関連の特集記事や総合相談会の開民に対する問題理解の促進と施策の周知を図ります。				
ホーム		企画課·保健福祉課			
	瀬戸内町公式ホームページや公式 X(旧 Twitter)、インスタク NEを活用した情報発信から、町からのお知らせやイベントない。これらの媒体を活用し「瀬戸内町いのちを守るネットワーク情報発信や生きる支援(自殺対策)をテーマとした町民への啓	ブラム、Facebook、LI どの情報提供を行いま 7推進計画」についての			

1 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援(居場所活動含む) 高齢者の居場所活動の推進 企画課・保健福祉課 お茶飲みサロン等の地域支援事業において「瀬戸内町いのちを守るネットワーク推 進計画」と連動して、ボランティア活動の輪を広げていきます。 ひきこもり相談等の実施 企画課·保健福祉課 社会復帰を目指す支援として、本人や家族を対象としたひきこもり相談を実施しま す。 2 生きる促進要因を増やす取組 民間のまちづくり団体の取組との連携 企画課 町が支援するさまざまなまちづくり活動のうち、生きる支援(自殺対策)に関連する 取組について町の自殺対策担当者と情報を共有し、連携を模索します。 児童生徒への取組 教育委員会 放課後子ども教室などにおいて、児童生徒の「生きる力」を高めるさまざまな取組を 展開します。 3 障がい者(児)への支援 障がい者(児)のための連携強化 保健福祉課 奄美地区基幹支援センター等の関係機関と連携し、相談窓口の周知を図るとともに 相談支援体制を充実します。 保健福祉課 障害支援区分認定を通した支援と対応 障害支援区分認定調査の際に、障害福祉担当の職員から福祉サービスの提供のほ か、何らかの支援が必要と判断される場合には支援が可能な関係機関とともに適切 な対応にあたります。 障がい者(児)の居場所づくり(既存) 保健福祉課 地域で生活する障がい者(児)の日中活動の場や交流のできる場、居場所の確保を

進めます。

4 自殺未遂者への支援

4 日	权不还有への又抜	
自殺未	遂者支援のための連携強化【再掲】	保健福祉課
	"我が事・丸ごと"支え愛事業の相談支援部会や鹿児島県自殺通じて、自殺未遂者に対する警察・消防・医療と行政機関との過	
医療関	係者への研修の実施【再掲】	保健福祉課
	救急医療に携わる医師や看護師等に対して、ゲートキーパー研	T修を実施します。
5 遺	された人への支援	
自死遺	族の集まり「こころ・つむぎの会」の開催	保健福祉課
	鹿児島県や近隣市町村と共に、自死遺族の「こころ・つむぎの す。)会」を紹介していきま
	で、消防職員や、公的機関の職員、民間団体関係者など、遺族に 人への研修	保健福祉課
	自死遺族にどのような支援をしていくべきか、どのような情報等、自死遺族が直面するさまざまな問題についての理解と、身ついて学ぶ研修について、鹿児島県と連携して検討します。	
6 支	援者への支援	
自殺未	遂者の支援者への支援	保健福祉課
	鹿児島県自殺予防情報センターが開催する研修会へ参加するとともに、自殺未遂者への支援の方法等について、支援者と情報共有を図り、未遂者が再び自殺を図ることがないように関係者と密な連携をとりながら、適切な支援につなげていきます。	
介護を	行う家族等の交流機会の推進	保健福祉課
	介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るため、介語 つり等を活用した交流会などの開催を検討します。	獲者の連絡会や福祉ま
町職員	うの支援	保健福祉課
	「支援者」となる町職員のメンタルヘルス対策として、ストレスとして、高ストレス者に対して、専門機関による面接指導を実施	

1 SOSの出し方に関する教育の推准

<u> 1 3</u>	ひろの山し刀に肉する教育の推進			
学校で	の授業の実施	教育委員会・ 保健福祉課		
	町内で「SOSの出し方に関する教育」の授業を実施し、実施方や結果の分析を踏まえて、実効性のある授業を継続的に行って			
坐扶办	不少字母	 教育委員会		
子仪》	トでの実践	秋月安貝云		
	放課後子ども教室でのプログラムに「SOSの出し方に関する教の出し方を学校以外でも子どもたちに教える機会をつくること			
瀬戸内町教職員、その他学校関係者への啓発教育委員				
	瀬戸内町教職員研修会において、生きる支援(自殺対策)に関し方に関する教育」を研修テーマに盛り込み、SOSの受け皿についての理解の促進に努めます。また、SOSに対する気づ対策に関する研修への受講を促します。	としての教職員の役割		
子どもと	ご関わる地域支援者への啓発	教育委員会 ·保健福祉課		
	子どもと関わる地域支援者がSOSの受け手となれるよう、「S 教育」の取組について情報発信を行います。	SOSの出し方に関する		
講師の	育成	保健福祉課		
	町の保健師などが「SOSの出し方に関する教育」の指導ができます。	そるよう、研修を実施し		
2 若年層が「相談しやすい」相談窓口の周知				
SNS 8	活用した相談対応の推進	保健福祉課		
	鹿児島県が取り組むLINE等のSNSを活用した相談対応と積極的な連携を図り、岩 年層が相談しやすいツールの普及・啓発を推進します。			
相談機	銭関の周知	保健福祉課		
	ひきこもり・こころの健康相談や鹿児島いのちの電話、チャイル 相談機関窓口の周知をさらに強化します。	レドライン等、町内外の		

相談機	関が掲載された資料の配布	保健福祉課· 教育委員会		
	「生きる支援」に関する相談先情報を掲載した高校生以上の年ーフレットや、中学生を対象としたリーフレットなどを作成し、「布します。	1 47 373 - 7 373 - 7 - 7		
3 妊娠・出産から就学後までの期間における、一貫した支援の推進				
子育て	支援関連の会議等との連携	町民生活課、保健福祉 課、教育委員会		
	要保護児童地域対策協議会等の子どもや子育て世帯への支援に関する会議等において、若年層の生きる支援(自殺対策)を協議の議題に挙げることを通して、自殺対策との連携を強化します。			
支援者	へのゲートキーパー研修の受講推奨	 保健福祉課		
	保育士や就学前の親子の交流の場等、子どもや保護者と接す ゲートキーパー研修を実施します。	る機会のある職員に、		
産後ゔ	産後うつ病対策の推進 保健福祉課 保健福祉課			
	赤ちゃん訪問時にエジンバラ産後うつ病質問票等を活用した び産婦健康診査の問診、診察なども合わせて総合的に母親等 産後うつ病の早期発見・早期治療を推進します。			
産後ケ	ア事業の推進			
	育児不安を抱える産婦を対象に、保健師・助産師による保健 し、育児不安の軽減と産婦の心身の安定を図るための産後ケブ	指導、育児相談を実施		
1-1-4-		町民生活課、保健福祉		
妊娠期	から就学期における支援者間の連携の推進	課、教育委員会		
要保護児童地域対策協議会では、育児不安や虐待を抱える家庭として、特定妊娠要支援児童など支援が必要な家庭の把握を進めます。さらに、保育園や幼稚園、中学校と連携し、子の状態に関わらず養育に困難(主に親の精神疾患等や生活困難を抱える家庭の把握を進め、自殺のリスクの高い人を特定し支援の必要度を関係間で協議・整理のうえ、個別支援を進めていきます。母子保健機関と児童福祉機関を統合した子ども家庭センターを令和8年度までに置し、切れ目ない支援を目指します。また、養育支援や子ども子育て支援の訪問支の研修を受講して、支援者がスキルアップを図ります。		、保育園や幼稚園、小 神疾患等や生活困窮)		

4 義務教育期間終了後から就職までの期間における、一貫した支援の推進

民生委	§員・児童委員やくらサポとの連携強化	保健福祉課	
	□ 民生委員・児童委員やくらサポとの連携を推進し、ひきこもり状態にある若者のを把握し、就労のサポートや福祉サービス(就労支援)につなげます。		
ひきご	り相談等の実施【再掲】	保健福祉課	
	社会復帰を目指す支援として、本人や家族を対象としたひき す。	こもり相談を実施しま	
ひきこもり状態にある人への支援策の検討・実施保健福			
本人や家族からの支援に対するニーズの把握に努め、家族支援、家庭訪ーチ)等による継続的な個別支援を実施します。また、ひきこもり状態に者と関わり、就労等の社会参加への一歩を踏み出すための取組を、くら島県精神保健福祉センター等の関係機関と連携して実施します。		もり状態にある人が他 ス組を、くらサポや鹿児	

1 高齢者の自殺リスクの早期発見から高齢者の早期支援の更なる推進

医療機関との連携 保健福祉課 病院への受診や高齢者健診受診時に自殺リスクが高いと思われる人がいた場合、保 健予防担当と医療機関が連携をとり、早期に介入し、必要な支援先へとつなぐ取組 を検討します。また、ポスター・リーフレットの設置を依頼します。 介護認定調査を通した支援と対応 保健福祉課 介護認定調査等の際に、地域包括支援センターの職員が同行し、福祉サービスの提 供のほか、何らかの支援が必要と判断される場合には支援が可能な関係機関ととも に適切な対応にあたります。 民生委員・児童委員による支援 保健福祉課 民生委員・児童委員による要援護世帯への支援や相談を行います。また、その支援内 容の充実に向けゲートキーパー研修等、各種研修会への参加を推進します。

2 高齢者への啓発

生涯学習講座を活用した研修の実施

教育委員会

■ 地域貢献への関心を高める観点から、「生涯学習講座」のテーマに生きる支援(自殺対策)を盛り込みます。

老人クラブへの研修の実施

保健福祉課

■ 老人クラブ連合会等に対して、学習会や研修会のテーマとして、生きる支援(自殺対策)に関連する内容を取り上げることを要請し、その活動を支援します。

3 支援者への啓発

介護を行う家族等への研修の受講推奨

教育委員会

■ 関係機関と連携し、介護を行う家族等に対しゲートキーパー養成講座への参加を推 奨します。

介護を行う家族等の交流機会の推進【再掲】

保健福祉課

■ 介護者の身体的、精神的、経済的負担の軽減を図るため、介護者の連絡会や福祉まつり等を活用した交流会などの開催を検討します。

地域包括ケア担当者への研修実施

保健福祉課

ケアマネジャーをはじめとする地域包括ケア等担当職員を対象にゲートキーパー研 修を実施します。

民生委員・児童委員等への研修の実施

保健福祉課

高齢者と接する際に自殺のリスクに気づけるよう、民生委員・児童委員や瀬戸内町社 会福祉協議会職員に対するゲートキーパー研修の実施を支援します。

見守り活動を行う人への研修の実施

保健福祉課

さまざまな見守りボランティアの方々、高齢者の見守り活動を行う人にゲートキーパー 一研修を実施します。

4 「地域の支え合い」活動(居場所活動)の充実

サロン等の高齢者の居場所支援 保健福祉課 保健福祉課 家に閉じこもりがちな高齢者が寝たきりや認知症にならないよう、趣味の活動や仲

間づくりの場を提供する「いきいき健康サロン」等を実施します。

生活支援コーディネーターと連携した居場所支援

保健福祉課

家に閉じこもりがちな高齢者で、既存のサロン活動等に参加できていない人が、他 者と関わりながら、安心と充足を感じながら過ごすことのできる居場所を構築できるよう、生活支援コーディネーターやくらサポと連携しながら支援します。

1 くらサポ等との連携の強化

_ ,		
くらサオ	この合同研修会等の実施	保健福祉課
	くらサポと自殺対策関係者合同の研修会を開催し、生活困窮 人への支援について、基本的な考え方や具体的な対応方法等 相互の支援内容や支援の実情を理解し合うことで連携の円滑	の認識を共有します。
くらサオ	ぺんの定例会議の開催	保健福祉課
	くらサポと自殺対策担当者が参加する定例会議を開催し、実 ケースの支援情報を共有し、対応を検討する機会を設けます。	際に支援を行っている
法律家	。 Rとの連携推進	保健福祉課
	生活困窮者の抱える法的処理が必要な問題にも迅速に対応で法律家との連携を強化します。	ぎきるよう、弁護士等の
2 ひきこもり状態の人や家に閉じこもりがちな人に対する支援の推進		
ひきこも	ちり相談等の実施【再掲】	保健福祉課
	社会復帰を目指す支援として、本人や家族を対象としたひきす。	こもり相談を実施しま
ひきこも	らり状態にある人への支援策の検討・実施【再掲】	保健福祉課
	本人や家族からの支援に対するニーズの把握に努め、家族支ーチ)等による継続的な個別支援を実施します。また、ひきこ者と関わり、就労等の社会参加への一歩を踏み出すための取島県精神保健福祉センター等の関係機関と連携して実施します。	もり状態にある人が他 双組を、くらサポや鹿児
高齢者	ろう	保健福祉課
	「いきいき健康サロン」等高齢者の居場所づくり活動の参加者員など高齢者と関わりのある支援関係者及び民生委員・児童もりがちな高齢者の情報を得るとともに、必要なニーズの把等の支援策を検討・実施します。	委員から、家に閉じこ
宣 龄表		/ロルキラナ」 = 田
同断毛	リカート・カンストスト	
		保健福祉課
	高齢者の生きがい対策として、社会福祉協議会が立ち上げた ー」において、就労支援に取り組み、就労と社会参加を果たす くように支援策を検討します。	こ「シルバー人材センタ

ŧ	無料鵈	業紹介所の活用	保健福祉課	
	社会福祉協議会が開設した無料職業紹介所において、生活困窮者や高齢者等の働場を開拓し、就労の道を選べるような支援策を検討します。			
-	计兴士		商工交通課	
J	グレフフン	1. 技界の記し	问工义选述	
就労支援策の強化:商工会と連携して、ひきこもり状態にある人が就労の道を選るような支援策を検討します。				

3 共通の相談票の導入

共通の	相談票の導入【再掲】	保健福祉課
	支援対象者に対する情報を支援機関同士が円滑に共有し、切ってきるよう、役場内関係課等が共通して使用できる"我が事を使用している情報共有シートを鹿児島県と連携し作成・導入し	丸ごと"支え愛事業で

2 生きる支援関連施策一覧

自殺対策7つの柱以外にも、さまざまな取組を展開します。詳細は次頁からの「生きる支援関連施策一覧」をご参照ください。

1 既存の研修等と連携した生きる支援(自殺対策)の推進

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容 ※自殺対策担当課(保健福 祉課)と連携して実施	担当課担当係
1	男女共同参画社会づくり	・国の第4次男女共同参画 基本計画を受けて、瀬戸内 町男女共同参画基本計画 の一部を見直します。男女 共同参画の実現には、女性 の活躍はもとより、男性の 地域や家庭での男女共同 参画の意識が重要であり、 行動計画の確実な実施が 求められます。	・男女共同参画フォーラム で自殺対策関連をテーマと した講演を行うことについ て、男女共同参画社会推進 委員に提案します。	企画課企画振興係
2	人権教育の推進	・人権擁護委員による人権 に関する様々な相談を無料 で受けます。	・悩みや不安を抱える人々 の相談を受け、問題の解決 や解消を援助します。	町民生活課 戸籍住民係
3	防犯活動の推進	·年末年始地域安全運動	・防犯活動の取組として関係団体参加の市街地パトロール等に参加します。	総務課 危機管理係
4	消費者保護の推進	・振り込め詐欺、悪質な訪問販売等に対し、随時広報誌等で周知するとともに随時相談を受付けます。	・消費者保護をテーマにした研修会に「いのち支える自殺対策」の視点を盛り込みます。	商工交通課 商工交通係
5	商工会事業に対する補助など	・町の商工業の発展のため、商工会が行う事業などへの助成し、庁内での消費 喚起を支援します。	・商工会に対し、会員企業の研修(特に新任と管理職対象)に自殺対策に関する講義を導入するよう働きかけます。 ・商工会の職員に対してゲートキーパー研修を実施します。	商工交通課 商工交通係

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容 ※自殺対策担当課(保健福 祉課)と連携して実施	担当課担当係
6	商工業制度資金 利子補給の補助	・商工業者の経営の安定を図るため、設備投資及び運転資金に係る制度資金等借入者に対し、融資利率を上限として、借入金額の1パーセント以内を補助します。	・商工業者が、経営の安定 のため資金の保証料の一 部を補助することによっ て、経営問題にかかる不安 事項を取り除くことによっ て自殺の要因の一つを取り 除いていきます。	商工交通保
7	障がい者福祉事業	・障がい者に対する様々な物品や福祉サービスの給付、補助等を行います。 その他、自立支援協議会の運営や相談支援事業等を行います。	・障がい者福祉事業に携わる職員に対してゲートキーパー研修を実施します。	保健福祉課保健福祉係
8	高齢者等の介護 予防	高齢者ができる限り要介護 状態に陥ることなく、健康 でいきいきとした生活を送 れるよう、各種教室を開催 します。	・事業所の職員や教室運営 に関わるボランティアの人 に対してゲートキーパー研 修を実施します。	保健福祉課地域支援係
9	特定健康診査の 実施	生活習慣病が増え、その元 となるメタボリックシンドロ ーム(内臓脂肪症候群)の早 期発見を目的に「特定健 診」を行い、生活習慣の改 善が必要な場合は「特定保 健指導」を行います。	・特定健診や特定保健指導の担当者を対象としたゲートキーパー研修を定期的に 実施します。	保健福祉課保険給付係
10	子ども教室の運営	・放課後の安心な子どもの 居場所づくりに努めます。 ・学習活動・スポーツ・文化 活動・地域の方々との交流 を通し、子どもたちの社会 性・自主性・創造性等の豊 かな人間性を育む支援を行います。 ・子ども教室(一般・体験)	・学校で実施する「SOSの出し方に関する教育」を改めて教える場所として活用することを検討します。	教育委員会 社会教育課 生涯学習係

2 気づきのための人材育成(ゲートキーパー研修の受講推奨)

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容 ※自殺対策担当課(保健福 祉課)と連携して実施	_	旦当課 旦当係	
1	町税の課税と納 税	・町民税や固定資産税等の 課税を行うため、固定資産 の評価情報等を収集した り、評価審査委員会を開催 します。	・徴収の過程で、自殺のリスクとなりうる生活困窮を含めた生活上のさまざまな問題に早期に気づき、支援につなげるため、職員に対してゲートキーパー研修の受講を推奨し、支援のつなぎを強化することを検討します。	税税収	務務納	課係係
2	国民健康保険税の賦課・徴収 介護保険や後期 高齢者医療保険 料の徴収	・加入者に収めていただく 国民健康保険税・介護保険 料や後期高齢者医療保険 料の計算と徴収を行いま す。	・徴収の過程で、自殺のリスクとなりうる生活困窮を含めた生活上のさまざまな問題に早期に気づき、支援につなげるため、職員に対してゲートキーパー研修の受講を推奨し、支援のつなぎを強化することを検討します。	税課収	務税納	課係係
3	水道事業及び簡 易水道事業の使 用料の徴収	・水道事業及び簡易水道事業の管理及び使用料の徴収を行います。	・徴収の過程で、自殺のリスクとなりうる生活困窮を含めた生活上のさまざまな問題に早期に気づき、支援につなげるため、職員に対してゲートキーパー研修の受講を推奨し、支援のつなぎを強化することを検討します。	水管	道理	課係
4	下水道(阿木名 農業集落排水事 業)の使用料の 徴収	・下水道(阿木名農業集落 排水事業)の管理及び使用 料の徴収を行います。	・徴収の過程で、自殺のリスクとなりうる生活困窮を含めた生活上のさまざまな問題に早期に気づき、支援につなげるため、職員に対してゲートキーパー研修の受講を推奨し、支援のつなぎを強化することを検討します。	水管	道理	保係

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容 ※自殺対策担当課(保健福 祉課)と連携して実施	担当課担当係
5	町営住宅の維持管理及び住宅使用料の徴収	・住宅の修繕、環境整備等 ・町営住宅の維持・管理を 行います。また、家賃等の 滞納整理に取り組みます。	・町営住宅の管理人に対して、ゲートキーパー研修の受講を推奨します。 ・徴収の過程で、自殺のリスクとなりうる生活困窮を含めた生活上のさまざまな問題に早期に気づき、支援につなげるため、職員に対してゲートキーパー研修の受講を推奨し、支援のつなぎを強化することを検討します。	建設課 住宅·管理係
6	幼稚園預かり保 育料の徴収	・幼稚園預かり保育料の徴 収を行います。	・徴収の過程で、自殺のリスクとなりうる生活困窮を含めた生活上のさまざまな問題に早期に気づき、支援につなげるため、職員に対してゲートキーパー研修の受講を推奨し、支援のつなぎを強化することを検討します。	教育委員会総務係
7	副食費の徴収	・副食費の徴収を行います。	・徴収の過程で、自殺のリスクとなりうる生活困窮を含めた生活上のさまざまな問題に早期に気づき、支援につなげるため、職員に対してゲートキーパー研修の受講を推奨し、支援のつなぎを強化することを検討します。	町民生活課 児童母子係
8	災害時要援護者 システムの活用	・民生委員・嘱託員による独居高齢者や高齢者世帯、障害者や災害時に支援を要する方たちの緊急連絡先や支援者の把握を行います。	・支援者に対し、ゲートキー パー研修の受講を推奨します。	保健福祉課地域支援係
9	障がい者福祉事 業の実施	・障がい者に対する様々な物品や福祉サービスの給付や補助を行います。 ・自立支援協議会の運営・相談支援事業	・関係機関と連携し、家族等に対しゲートキーパー研修の受講を推奨します。	保健福祉保保健福祉係

			「生きる支援」実施内容	
No.	事業名	事業概要	※自殺対策担当課(保健福 祉課)と連携して実施	担当課担当係
10	食生活改善推進 員の活動支援	・食による健康づくりを目指し、講習会や調理実習などの学習活動により自らの食生活の見直しを行うとともに、学習の成果を地域に広めるための活動をしている食生活改善推進員に対し支援を行います。	・食生活改善推進員に対しゲートキーパー研修の受講を推奨します。	保健福祉課 保健予防係 保険給付係
11	各種介護サービス事業	下護す。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・関係機関と連携し、家族等に対しゲートキーパー研修の受講を推奨します。	保健福祉課地域支援係
12	高齢者のごみ出 し支援	・ごみ出しが困難な高齢者 等に対して支援者がごみ出 しの支援を行います。	・ごみ出しが困難な高齢者 等への支援の現場では、支 援対象者の自殺のリスクに 気づき、必要な支援につな げるきっかけとし得るた め、ごみ出しの支援を行う 職員等に対してゲートキー パー研修の受講を推奨しま す。	保健福祉課地域支援係

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容 ※自殺対策担当課(保健福 祉課)と連携して実施	担当課担当係
13	生活支援員の配置、教科学習支援員の配置 (中学校)	・町加配講師を配置し、一丁加配講師を配置し、一丁加配講師を配置して、一丁ののののののののののののののののののののののののでは、一丁のとは、一丁のとは、一丁のでは、一丁のでは、一丁のでは、一丁のでは、一丁のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	・職員研修でゲートキーパー研修を実施する際、学校生活支援員も参加をするよう働きかけます。	教育務務育係
14	青少年問題協議 会委員の活動ほ か	・地域の皆さんと協働しながら、子どもたちの心身の健全な成長を支えるため、育成会活動の支援などを行います。	・青少年問題協議会委員に 対して、ゲートキーパー研 修の受講を推奨します。	教育委員会 社会教育課 生涯学習係

3 包括的な生きる支援の情報(相談先一覧等)の提供

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容 ※自殺対策担当課(保健福 祉課)と連携して実施	担当課 担当係
1	交通災害共済の推進	交通安全の啓発と推進 ・交通事故に遭ってしまった人を救済するため、交通 災害共済への加入促進を 行います。 ・町民みんなの願いである 「事故のない明るいまちづ くり」を呼びかけ、活発な活動を行っている交通安全協 会を支援します。	・見舞金支給等、当事者と 接する機会において、必要 に応じて生きる支援に関す る相談先一覧が掲載された リーフレットを手渡します。 ・各種申請手続きにあたり、 申請者の状況の把握に努 め、ケースに応じて適切な 相談支援先に繋ぐことがで きるよう留意していきま す。	総務課危機管理係
2	健康診査(住民 検診・特定健診・ 長寿健診)の実 施	・町民の皆さんを対象に基 本健診を実施し、健康の維 持、病気の早期発見に努め ます。	・健診を通して、自殺リスクが高いと思われる人は、必要な支援先へとつなぐと同時に、生きる支援についての相談先情報の提供ができるよう、集団健診会場及び医療機関の窓口に生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを配置します。	保健福祉課 保健予防係 保険給付係
3	高齢者の在宅生 活支援	・家に閉じこもりがちな高齢者が寝たきりや認知症にならないよう、趣味の活動や仲間づくりの場を提供する「いきいきサロン」等を行います。	・生きる支援に関する相談 先一覧が掲載されたリーフ レットを配布することにつ いて社会福祉協議会に働き かけます。 ・通所される方々の家族に 対し、生きる支援に関する 相談先情報の提供を進めま す。	保健福祉課地域支援係
4	就学の援助など (小学校) 就学の援助など (中学校)	・経済的理由により就学が 困難と認められる児童の保 護者を対象に、学用品や校 外活動費などの一部を援 助します。	・就学援助対象者の経済状況の把握に努め、ケースに応じて適切な相談支援先に繋ぐことができるよう留意していきます。	教育委員会総務課総務係

				1
No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容 ※自殺対策担当課(保健福 祉課)と連携して実施	担当課 担当係
5	健康づくり推進員活動の支援	・「自分の健康は自分ででする」を活動目標に、、 ・「自分の健康は自分ででする」を活動目標に、、 ・原本通し生活習慣病のは ・原本通し生活習慣病のは ・原本のは ・のは ・のは ・のは ・のは ・のは ・のは ・のは ・	・各学習会、研修会の参加者に対し、生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを配布します。	保健福祉課保健予援係
6	災害時要援護者 システムの活用 (再掲)	・メンタルヘルス研修会 ・民生委員・嘱託員による独居高齢者や高齢者世帯、障害者や災害時に支援を要する方たちの緊急連絡先や支援者の把握を行います。	・作成過程で、各家庭を訪問する際、生きる支援に関する相談先が記載されたリーフレットを手渡します。	保健福祉課地域支援係

4 調査・分析結果の活用

No	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容 ※自殺対策担当課(保健福 祉課)と連携して実施	担当課担当係
1	健康診査(住民 検診・特定健診・ 長寿健診)の実 施(再掲)	・町民の皆さんを対象に基本健診を実施し、健康の維持、病気の早期発見に努めます。	・健診の内容にメンタルへ ルスについてのチェック項 目を設け、その検診結果を 踏まえた支援を行うことを 検討します。	保健福祉課 保健予防係 保険給付係

5 民間団体との連携推進

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容 ※自殺対策担当課(保健福 祉課)と連携して実施	担当課担当係
1	瀬戸内まちづくりへの取組	・より多くの声の集約と、町 民の皆さんがお持ちの知識 や力をまちづくりに活かし ていくため、さまざ有しい 場の人が情報を共有がらま はででなりを考え、その に向けて取り組みます。 ・瀬戸内若者未来会議の開 催 若者未来会議から生まれた 地方におる事業を応援しま す。	・「いのち支える自殺対策」 が取組のテーマに選ばれる よう働きかけます。 ・まちづくり委員会活動とし て、瀬戸内町いのちを守る ネットワークとの協同事業 の開催を呼びかけていきま す。	企 画 課企画振興係

6 さまざまな分野での啓発の機会を活用した自殺対策の理解促進

NO. 事業名 事業職要 ※目解列兩担当家(保健僧 社課)と連携して実施 担当係 社議)と連携して実施 担当係 社議)と連携して実施 税 務 課税と徴収を行います。 一部促状など滞納者に送付 する資料に、生きる支援に関する相談先情報を掲載することを検討します。 一部促放など滞納者に送付 が				「生きる支援」実施内容	1	担当課	₽
 税 課税と徴収を行います。 する資料に、生きる支援に関する相談先情報を掲載することを検討します。	No.	事業名	事業概要		_		-
 税 課税と徴収を行います。 する資料に、生きる支援に関する相談先情報を掲載することを検討します。 2 国民健康保険税・介護保険料や後期高齢者医療保険料の計算 (保険税・介護保険料や後期高齢者医療保険料の計算 (大護保険料の計算) (大護保険料の計算 (大護保険料の計算 (大護保険料の計算 (大護保険料の制度) (大護保険料の計算 (大護保険料の制度) (大護保険料の制度) (大護保険料の計算 (大護保険料の制度) (大護保険料の利度) (大護保険料の制度) (大護保険料の利度) (大護保険料の利度) (大護保険料の利度) (大護保険料の利度) (大護保	1	町税の課税と納	・町民税や固定資産税等の	・督促状など滞納者に送付	税	- 務	課
関する相談先情報を掲載することを検討します。							係
2 国民健康保険税 ・加入者に収めていただく の賦課・徴収 保険税・介護保険料や後期 高齢者医療保険料の計算 と徴収を行います。 ・督促・停水予告などを滞 水 道 課 が ることを検討します。 ・						納	係
の賦課・徴収 保険税・介護保険料や後期 高齢者医療保険料の計算 と徴収を行います。				ることを検討します。			
の賦課・徴収 保険税・介護保険料や後期 高齢者医療保険料の計算 と徴収を行います。	2	国民健康保険税	・加入者に収めていただく	・督促状など滞納者に送付	税	 務	課
高齢者医療保険料の計算 と徴収を行います。 高齢者医療保険料の制算 と徴収を行います。 お道事業及び簡易水道事 が							係
高齢者医療保険 料の徴収 3 水道事業及び簡 ・水道事業及び簡易水道事 ・督促・停水予告などを滞 水 道 課 の管理及び使用料の徴収 収を行います。 4 下水道(阿木名 機業集落 水事業)の使用料の 徴収を行います。 4 下水道(阿木名農業集落 が を							係
高齢者医療保険料の徴収 水道事業及び簡易水道事業の使用料の徴収 本道事業の使用料の徴収 本ででは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大いでは、大		介護保除や後期	と徴収を行います。	ることを検討します。			
料の徴収 水道事業及び簡 ・水道事業及び簡易水道事 ・督促・停水予告などを滞 水 道 課 条 ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※							
易水道事業の使用料の徴収 業の管理及び使用料の徴収 操る行います。 一本							
用料の徴収 収を行います。 きる支援に関する相談先情報を掲載することを検討します。 ・下水道(阿木名農業集落 が	3	水道事業及び簡	・水道事業及び簡易水道事	・督促・停水予告などを滞	水	道	課
報を掲載することを検討します。 4 下水道(阿木名 ・下水道(阿木名農業集落 ・		易水道事業の使	業の管理及び使用料の徴	納者に送付する資料に、生	管	理	係
ます。		用料の徴収	収を行います。	きる支援に関する相談先情			
 ・下水道(阿木名 農業集落 排水事業)の管理及び使用							
 農業集落排水事業の管理及び使用 業)の使用料の 徴収 「数収 「数収 「野営住宅の住宅 ・町営住宅の住宅使用料 (家賃)等の徴収を行います。 「野校給食費の徴収を行います。」 「学校給食費の徴収を行います。」 「学校給食費の徴収を行います。」 「学校給食費の徴収を行います。」 「学校給食費の徴収を行います。」 「学校給食費の徴収を行います。」 「学校給食費の徴収を行います。」 「会資料に、生きる支援に関する相談先情報を掲載することを検討します。」 「会で状など滞納者に送付する資料に、生きる支援に関する相談先情報を掲載することを検討します。 「会で状など滞納者に送付する資料に、生きる支援に関する相談先情報を掲載することを検討します。」 「会に状など滞納者に送付する資料に、生きる支援に関する相談先情報を掲載することを検討します。」 「会に状など滞納者に送付する資料に、生きる支援に関する相談先情報を掲載することを検討します。」 「会に状など滞納者に送付する資料に、生きる支援に関する相談先情報を掲載することを検討します。」 「会員の徴収を行います。」 「会員の徴収を行います。」 「会に状など滞納者に送付する資料に、生きる支援に関する相談先情報を掲載する資料に、生きる支援に関する相談先情報を掲載する相談先情報を掲載する相談先情報を掲載する相談先情報を掲載する相談先情報を掲載する相談先情報を掲載する相談先情報を掲載する相談先情報を掲載する相談先情報を掲載するに送付する資料に、生きる支援に関する相談先情報を掲載する相談先情報を掲載するに送付する資料に、生きる支援に関する相談先情報を掲載する相談先情報を掲載するに送付する資料に、生きる支援に関する相談先情報を掲載するに送付する資料に、生きる支援に関する相談先情報を掲載する相談先情報を掲載するに送付する資料に、生きる支援に関する相談先情報を掲載するに送付する資料に、生きる支援に関する相談先情報を掲載するに送付する資料に、生きる支援に関する相談先情報を掲載することを検討します。 				ます。			
業)の使用料の 徴収 おの後収を行います。 「世別では一ででは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、	4				_	. —	課
世界学校の会員の徴収 ・対の機関を行います。 田堂住宅の住宅 (家賃)等の徴収を行います。 日本の登録 ・学校給食費の徴収を行います。 日本の登収 ・学校給食費の徴収を行います。 日本の登収 ・学校給食費の徴収を行います。 日本の登収 ・学校給食費の徴収を行います。 日本の登収 ・学校給食費の徴収を行います。 日本の登収 ・対の機関がり保育料の徴収を行います。 日本の登収 ・対の機関がり保育料の徴収を行います。 日本の登収 ・対の機関がり保育料の徴収を行います。 日本の登収 ・対の機関がり保育料の徴収を行います。 日本の登収 ・対の機関がり保育料の徴収を行います。 日本の登収 ・					管	理	係
ます。 ます。 ます。 1 ます。 1 ます。 1 ます。 1 を用料の徴収 では宅の住宅使用料 ではまる資料に、生きる支援に 関する相談先情報を掲載することを検討します。 1 を検討します。 1 を検討します。 1 を検討します。 2 を検討します。 2 を検討します。 2 を検討します。 3 では、生きる支援に 関する相談先情報を掲載することを検討します。 3 の徴収 2 では、生きる支援に 関する相談先情報を掲載することを検討します。 3 の徴収 では、生きる支援に 関する相談先情報を掲載することを検討します。 3 の徴収 では、生きる支援に 関する相談先情報を掲載することを検討します。 5 では状など滞納者に送付する資料に、生きる支援に 関する相談先情報を掲載することを検討します。 5 では状など滞納者に送付する資料に、生きる支援に 関する相談先情報を掲載することを検討します。 5 では状など滞納者に送付する資料に、生きる支援に 関する相談先情報を掲載する では、発酵の機能を掲載することを検討します。 1 では、発酵の機能を掲載することを検討します。 1 では、発酵の機能を掲載する では、発酵の機能を掲載する では、発酵の機能を掲載する では、発酵の機能を掲載する では、発酵の機能を関する相談先情報を掲載する では、発酵の機能を対する では、発酵の機能を対する では、発酵の機能を対する では、発酵の機能を対する 1 では、発酵の能能を対する 1 では、発酵の能能を対する 1 では、発酵の能能を対する 1 では、発酵の能能を対する 1 では、発酵の能能を対する 1 では、発酵の能能を対する 1 では、発酵の能能は、発酵の能能は、発酵の能能は、発酵の能能は、発酵の能能は、 1 では、発酵の能能は、 1 では、発酵の能能は、 1 では、 1			料の徴収を行います。				
5 町営住宅の住宅 使用料の徴収 ・町営住宅の住宅使用料 (家賃)等の徴収を行います。 ・督促状など滞納者に送付 する資料に、生きる支援に 関する相談先情報を掲載することを検討します。 建 窓 保 住 宅 係 関する相談先情報を掲載することを検討します。 6 学校給食費の徴 よす。 ・学校給食費の徴収を行います。 ・督促状など滞納者に送付 する資料に、生きる支援に 関する相談先情報を掲載することを検討します。 教育委員会 セ ン ター る資料に、生きる支援に 関する相談先情報を掲載することを検討します。 教育委員会 総 務 係 関する相談先情報を掲載することを検討します。 8 副食費の徴収 ・副食費の徴収を行います。 ・督促状など滞納者に送付 する資料に、生きる支援に 関する相談先情報を掲載することを検討します。 町民生活課 児童母子係		徴収					
使用料の徴収 (家賃)等の徴収を行います。 する資料に、生きる支援に 関する相談先情報を掲載することを検討します。 ・					7+1	=n.	
す。 関する相談先情報を掲載することを検討します。 6 学校給食費の徴 ・学校給食費の徴収を行います。 ・督促状など滞納者に送付する資料に、生きる支援に関する相談先情報を掲載することを検討します。 ・幼稚園預かり保育料の徴収を行います。 ・督促状など滞納者に送付する資料に、生きる支援に関する相談先情報を掲載することを検討します。 ・副食費の徴収を行います。 ・督促状など滞納者に送付する資料に、生きる支援に関する相談先情報を掲載することを検討します。 ・ 質促状など滞納者に送付する資料に、生きる支援に関する相談先情報を掲載す	5				. —		
ることを検討します。 ・学校給食費の徴収を行い ・督促状など滞納者に送付 教育委員会 学校給食費の徴収を行い する資料に、生きる支援に 関する相談先情報を掲載す ることを検討します。 ・ 督促状など滞納者に送付 教育委員会 収を行います。 ・ 督促状など滞納者に送付 教育委員会 総 務 係 係 係 係 係 日本の徴収 ・ 副食費の徴収を行います。 ・ 督促状など滞納者に送付 大きる支援に 関する相談先情報を掲載す ることを検討します。 ・ 督促状など滞納者に送付 する資料に、生きる支援に 関する相談先情報を掲載す 見童母子係		使用料の食収			1土	乇	1糸
6 学校給食費の徴収を行います。 ・督促状など滞納者に送付する資料に、生きる支援に関する相談先情報を掲載することを検討します。 教育委員会学校給食費の徴収を行います。 7 幼稚園預かり保育料の徴収を行います。 ・督促状など滞納者に送付する資料に、生きる支援に関する相談先情報を掲載することを検討します。 教育委員会総務係 8 副食費の徴収 ・副食費の徴収を行います。 ・督促状など滞納者に送付する資料に、生きる支援に関する相談先情報を掲載することを検討します。 町民生活課児童母子係			9 。				
収 ます。 する資料に、生きる支援に 関する相談先情報を掲載することを検討します。 ・ 対稚園預かり保育料の徴収 ・ が発見会 であることを検討します。 ・ 督促状など滞納者に送付する資料に、生きる支援に関する相談先情報を掲載することを検討します。 ・ 督促状など滞納者に送付する資料に、生きる支援に関する相談先情報を掲載することを検討します。 ・ 督促状など滞納者に送付する資料に、生きる支援に関する相談先情報を掲載す		出去の金書の坐	当場の金典の独切さにい		#1- 2	5 ₹ 5	- <u> </u>
関する相談先情報を掲載す。 センター ることを検討します。 ・	6						
ることを検討します。 ・幼稚園預かり保育料の徴		4X 	より。				
7 幼稚園預かり保 ・幼稚園預かり保育料の徴 ・督促状など滞納者に送付 教育委員会 収を行います。					۲	ノソ	
育料の徴収 収を行います。	7	外継事語かり位	・小独国語かい伊吾型の弾		サケュ	≤ 禾 ⊆	
関する相談先情報を掲載することを検討します。 8 副食費の徴収 ・副食費の徴収を行います。 ・督促状など滞納者に送付 町民生活課する資料に、生きる支援に 関する相談先情報を掲載す	'						
8 副食費の徴収 ・副食費の徴収を行います。 ・督促状など滞納者に送付 町民生活課する資料に、生きる支援に 児童母子係 関する相談先情報を掲載す		日代の取収	4Xで1Jいみり。		心心	彻	1术
する資料に、生きる支援に 児童母子係 関する相談先情報を掲載す							
する資料に、生きる支援に 児童母子係 関する相談先情報を掲載す	8	副食費の徴収	・副食費の徴収を行います。	・督促状など滞納者に送付	町月	 民生活	5課
関する相談先情報を掲載す							
スニンを検討します							-
				ることを検討します。			

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容 ※自殺対策担当課(保健福 祉課)と連携して実施	担当課担当係
9	人権フェスティ バルの開催	・すべての町民が、同和問題をはじめとする人権問題に正しい認識を持ち、一人ひとりが大切にされるまちづくりを実践していくことを誓い合う場として開催を検討します。	・人権フェスティバルにおい てブースを設置し、パネル の展示やチラシを配布する など、「いのち支える自殺対 策」に関する啓発の機会と していきます。	町民生活課 戸籍住民係

7 多機関の連携による支援体制の推進

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容 ※自殺対策担当課(保健福 祉課)と連携して実施	担当課担当係
1	特別教育支援員 の配置、 (小学校) (中学校)	・障がいのあり、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	・学校と家庭をつなぐ児童家庭相談員の配置を進めます。	教総学校教育係
2	障がい者福祉事業の実施(再掲)	・障がい者に対する様々な物品や福祉サービスの給付や補助を行います。 ・自立支援協議会の運営・相談支援事業	・相談のケースに応じて、適切な相談支援先に繋ぐことができるよう関係機関との連携を強化し、生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを、必要に応じて保護者や支援者に手渡します。	保健福祉係
3	健康診査(住民 検診・特定健診・ 長寿健診)の実 施(再掲)	・町民の皆さんを対象に健 診を実施し、健康の維持、 病気の早期発見に努めま す。	・検診の結果、把握されたケースに応じて適切な支援を行えるよう、専門職による連携体制の整備を進めます。	保健福祉課 保健予防係 保険給付係

8 既存の生きることの包括的な支援を継続

			「生きる支援」実施内容	
No.	事業名	 事業概要	「王さる又族」美旭内谷 ※自殺対策担当課(保健福	担当課
INO.	丁 未仁		※日秋が泉垣当跡(保健価	担当係
1	年中地球 天里洋	日か独立に取けし笑のに	1-17 /-100 - 7 100	√小 3女 ∃田
l	行政相談委員活 動の支援	・国や独立行政法人等の行 政に対する苦情や相談に応	・継続的に実施します。	総務課
	劉の文族 			人事行政係
		じ、その問題解決を図る行 政相談委員の活動に対する		
		政相談安員の活動に対する 支援を行います。		
		文版を1]いるり。 ・行政相談委員活動		
2	 奨学資金の貸し	・高校や大学、短期大学、専	 ・奨学資金の貸付申請にお	教育委員会
~	癸子貝並の貝U 付け	・高枚 2人子、母荊人子、号 門学校に通うお子さんがい	・	秋月安貝云 総 務 課
	(וער	1 子校に通りの子さんがい るご家庭の経済的負担軽	いては、中間有の状況に渡 に努め、ケースに応じて適	総務係
		るこ家庭の程계的負担性 減のための奨学資金を貸し	切な相談支援先につなぐこ	花 猪 木
		パッパンのの 叉子 貝並を負し 付けます。	めな怕談又援元にフなくこ とができるよう留意してい	
		刊	さます。 きます。	
3	ひとり親家庭等	 ・ひとり親家庭等の経済負	・ひとり親家庭への生きる	町民生活課
٦	の生活支援(児	担を軽くするため、手当を	支援に関する情報提供を継	児童母子係
	宣扶養手当な	うだい さんしょう しょう 支給します。	続して進めます。また、相談	儿里母」所
	里が良ナヨな と)	文作しみり。	先一覧が掲載されたリーフ	
			ルー見が掲載されたプープー	
			します。	
4	悩みごと相談の		・自殺対策と直結する取組	保健福祉課
4	開催	れる法的な相談に応じるた	であり、継続的に実施しま	保健福祉係
	が性	め、社会福祉協議会を通じ	す。	不胜油油水
		て弁護士、司法書士等によ	90	
		る法律相談所を開設しま		
		す。		
		~。 年 6 回(奇数月)		
		・商工会所属の司法書士に		商工交通課
		よる法律相談所開設してい		商工交通係
		ます。		13— X ~ 11.
5	特別水産業対策	・金融期間を通じて、瀬戸	・漁業者が経営安定のため	水産観光課
	基金の貸付及び	内漁業協同組合の組合員	資金を金融機関から借りた	水産振興係
	利子補給	に事業資金等として資金の	際の利子の一部を補助する	
		貸付を行います。	ことにより、経営問題にか	
			かる不安事項を無くし、自	
			殺要因の一つを取り除いて	
			いきます。	
6	生活資金貸付金	・社会福祉協議会を通じ	・相談先一覧が掲載された	保健福祉課
	の貸付事業	て、小口の資金需要を必要	リーフレットを、必要に応じ	保健福祉係
		とする生活困窮者に対して	て手渡します。	
		生活資金を貸付して経済負		
		担の緩和を図ります。		

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容 ※自殺対策担当課(保健福 祉課)と連携して実施	担当課担当係
7	すこやか福祉センターの管理運営	・地域子育て支援拠点事業 として、子育て中の親とそ の子どもが気軽に集い、相 互交流や子育ての不安・悩 みを相談でき、子育ての孤 立感、負担感の解消図り、 また、保健・福祉・医療のネ ットワークづくりの拠点とし て研修会等さまざまな活動 の場として管理運営を行い ます。	・看護師・保育士の専門職 に相談することにより、保 健師と連携し、早期に支援 ができるため、継続的に実 施します。	保健福祉課保健予防係
8	ボランティア活 動の支援	・ポイント事業を活用した、 地域住民の皆さんのボラン ティア活動を支援します。	・ボランティアを必要として いる団体へのさまざまな情 報提供や人材のマッチング を進めます。また、ボランティアとして参加することそ のものが個人の生きがいに つながるという観点から、 自殺対策に資する活動とし て継続的に実施します。	保健福祉課地域支援係

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容 ※自殺対策担当課(保健福 祉課)と連携して実施	担当課担当係
9	地域包括支援センターの運営	・在な社らけ係め福来に総いてきまり、ない、大学のでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、は、は、は、	・高齢者が抱える問題や 高齢者が抱える問題やの が自殺リスクし、 は自殺リスクし、 は自殺リスクし、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	保健福祉課地域支援係

9 その他、様々な「生きる支援」関連事業との連動

No.	事業名	事業概要	「生きる支援」実施内容 ※自殺対策担当課(保健福 祉課)と連携して実施	担当課 担当係
1	総合戦略事業の 実施	令和2年に策定した第2期 瀬戸内町まち・ひと・しごと 創生総合戦略に掲げる基本 目標を実現するための事業 を実施します。	・総合的かつ全庁的に自殺対策を進めていくため、総合戦略の改訂の際に、地域のセーフティネットの確立に向けた地域関係者における連携の視点を盛り込んでいきます。	企画振興係
2	国民年金の加入手続き	・法律で20歳以上60歳 満の方は、 大は、 大は、 大は、 大は、 大は、 大は、 大は、 大	・生きる支援に関する相談 先一覧が掲載されたリーフ レットを、必要に応じて、手 渡すなど情報提供を進めま す。また、把握したケースに 応じて適切な相談支援先に つなぐことができるよう留 意します。	町民年金係
3	障がい者福祉事 業の実施(再掲)	・障がい者に対する様々な物品や福祉サービスの給付や補助を行います。 ・自立支援協議会の運営・相談支援事業	・緊急時に支援が必要な世帯の名簿を活用し「支援者の支援」についての具体的な取組について検討を進めます。	町民生活課 児童母子係
4	食生活改善推進 員の支援	・食による健康づくりを目指し、講習会や調理実習などの学習活動を進めます。 自らの食生活の見直しを行うとともに、学習の成果を地域に広めるための活動をしている食生活改善推進員に対し支援を行います。	・乳幼児から高齢者までより良い食生活を送るため、 個人にあった栄養指導を行います。	保健福祉課 保健予防係 保険給付係

V 自殺対策の推進体制

「誰もが住みよい瀬戸内町」の実現を目指して、役場組織外の関係機関ならびに民間団体等と緊密な連携を図るとともに、さまざまな関係者の知見を活かし、自殺対策を総合的に推進します。

そのため、"我が事・丸ごと"支え愛事業と連携し必要に応じ、相談支援部会や実務者会議及びケースに対応した支援者会議を設置できるものとします。

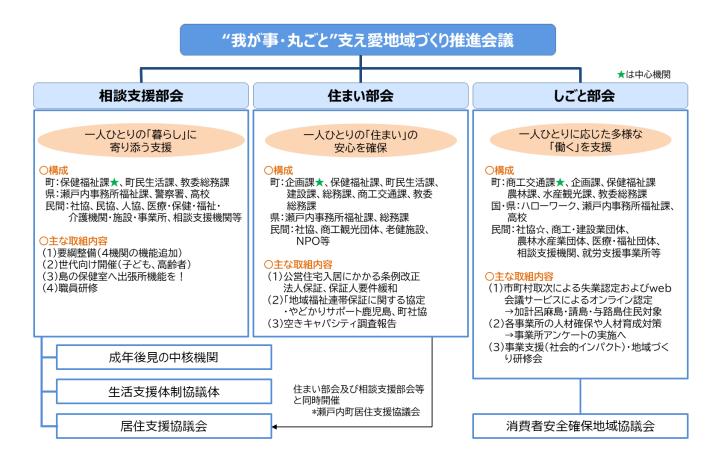
いのちを守るネットワーク

★【瀬戸内町自殺対策計画策定委員会事務局】(役場保健福祉課内)

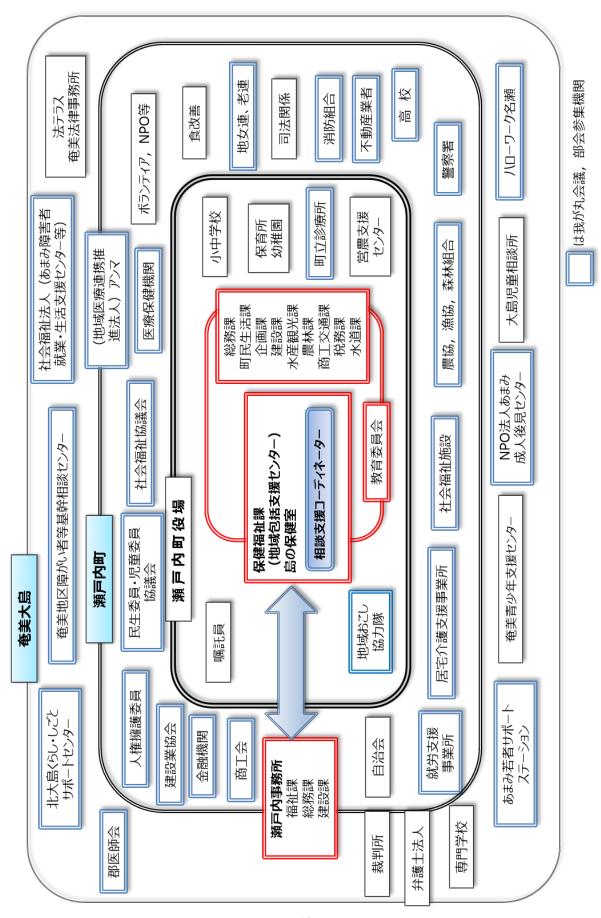
- ① 自殺に関する現状把握及び調査及び分析に関すること
- ② 総合的な自殺予防対策に関すること
- ③ 関係機関等と協調した自殺対策の啓発及び相談体制の充実に関すること
- ④ その他自殺予防対策の推進に関すること

★【"我が事・丸ごと"支え愛事業事務局】(役場保健福祉課内)

①「生きることの総合的な支援」に関すること



「チームせとうち "我が事・丸ごと" 支え愛事業」主な連携機関・団体図



VI 資料

瀬戸内町自殺対策計画策定委員会設置要綱

平成30年7月1日 告示第14号

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項に基づく自殺対策についての計画 (以下「瀬戸内町自殺対策計画」という。)を策定するに当たり、町民等から広く意見を聴取す るため、瀬戸内町自殺対策計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。
 - (1) 町民の自殺対策の推進に関する施策のこと。
 - (2) その他町民の自殺対策について町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内で組織する。

(構成)

- 第4条 委員は、次に掲げる者で構成する。
 - (1) 保健医療関係者の代表
 - (2) 福祉関係者の代表
 - (3) 地域団体関係者の代表
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、瀬戸内町自殺対策計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

- 第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員会の会議は、委員長が議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

瀬戸内町自殺対策計画策定委員会

委員

現職名
瀬戸内町身体障害者協会会長
医療法人碩済会 大島保養院
瀬戸内町社会福祉協議会会長
瀬戸内町民生委員児童委員協議会会長
瀬戸内町老人クラブ連合会会長
瀬戸内町地域女性団体連合会会長
瀬戸内町商工会会長
鹿児島県大島支庁瀬戸内事務所福祉課長
大島地区消防組合消防分署長
教育委員会総務課長
商工交通課長
町民生活課長
保健福祉課長
瀬戸内町教育委員会指導主事

事務局

保健福祉課長補佐	
保健福祉課長補佐	
保健福祉課保健福祉係長	niv
保健福祉課保健福祉係	保健師
保健福祉課保健予防係	保健師
保健福祉課地域支援係	精神保健福祉士

瀬戸内町自殺対策計画策定委員会委員名簿

委嘱期間 令和6年4月1日 ~ 令和10年3月31日

	関係部門	氏 名	備考
1	身体障害者団体	信島 良章	瀬戸内町身体障害者協会 会長
2	福祉関係者	濱田 益弘	瀬戸内町社会福祉協議会 会長
3	福祉関係者	保島 みのり	大島保養院 精神保健福祉士
4	地域団体関係者	西 久恵	瀬戸内町民生委員·児童委員協議会 会長
5	地域団体関係者	泉 潦子	瀬戸内町老人クラブ連合会 会長
6	地域団体関係者	川井 黎子	瀬戸内町地域女性団体連合会 会長
7	地域団体関係者	政岡 博重	瀬戸内町商工会 会長
8		福永 和志	大島支庁瀬戸内事務所 福祉課長
9		長 浩巳	大島地区消防組合瀬戸内分署 署長
10		徳田 義孝	教育委員会総務課 課長
11	行政	勇 忠一	商工交通課 課長
12		保岡 忠洋	町民生活課 課長
13		高橋 進一	瀬戸内町教育委員会 指導主事
14		信島 浩司	保健福祉課 課長

1		仁科 誠	保健福祉課長補佐
2		森 純孝	保健福祉課長補佐
3	市水口	積 裕	保健福祉課保健福祉係長
4	事務局	山畑 あや	保健福祉課保健福祉係 保健師
5		阪本 里美	保健福祉課保健予防係 保健師
6		津留 美智子	保健福祉課地域支援係 精神保健福祉士

"我が事・丸ごと"支え愛宣言



チームせとうち"我が事・丸ごと"支え愛宣言



瀬戸内町で暮らす私たち誰もが、この町の地域づくりを担う『チームせとうち』の一員です。また、町外に暮らしていても、出身者をはじめ、様々な形で町に係わってくださるサポーターの存在があります。

『チームせとうち』は、このような町に暮らし、町に係わる人の町への想いと人と人のつながりを大切に、「生まれてよかった」、「住んでよかった」、「訪れてよかった」と思える地域づくりをこれまで進めてきました。

今ここに改めて、『チームせとうち』の旗の下、町民の力を結集して地域づくりに"我が事"として取り組み、すべての町民を"丸ごと"包み込み、ひとりの孤立も生まない、支え合い、つながり合える心豊かな瀬戸内町を目指すことを宣言します。

- 一、多様な学習や就労、地域活動の場や機会を創ることにより、性別や年齢、障害の有無、状況にかかわらず、すべての町民が、そのそれぞれの個性や能力を発揮し、自分らしく 活躍できるまちづくりを行います。
- ー、ひとりや一集落、一団体だけではできなくても、誰かの助けや他の集落、団体の協力を求めることができる、ネットワークの力を活かしたまちづくりを行います。
- 一、個人が抱える悩みや問題を個人的なものととらえず、その原因や背景にある地域の 課題を解決するためのまちづくりを行います。
- 一、ひとりの心の痛みや生活上の困難さを"我が事"ととらえ、寄り添い、支えてくれる人が周囲にいて、困ったら誰かに助けを求めることができる、温かいまなざしにあられたまちづくりを行います。
- 一、誰もが、その人のニーズに応じた適切な支援が受けられるよう、行政と民間の枠や 分野を超えて多くの機関が連携し、その人・その世帯"丸ごと"の総合的・包括的支 援ができるまちづくりを行います。
- ー、町の未来を担う子どもたちの健やかな育ちを支え、どの子どもも夢と希望を持つことができるまちづくりを行います。



自殺対策基本法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として 尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、 その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充 実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

- 2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。
- 3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に 精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。
- 4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。
- 5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、 総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する 労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穏への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置 を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該 市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。) を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自 殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たって は、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。
- 3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵かん養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師(以下この条において「精神科医」という。)の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自 殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとす る。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等 への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼ す深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講 ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議(以下「会議」という。)を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大 臣が指定する者をもって充てる。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一一日法律第六六号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第六条 この法律の施行の際現に第二十七条の規定による改正前の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれている自殺総合対策会議は、第二十七条の規定による改正後の自殺対策基本法第二十条第一項の規定により置かれる自殺総合対策会議となり、同一性をもって存続するものとする。

附 則 (平成二八年三月三〇日法律第一一号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、 次項の規定は、公布の日から 施行する。



第2期 瀬戸内町いのちを守るネットワーク推進計画

令和7年3月

【編集·発行】 鹿児島県 瀬戸内町 保健福祉課

〒894-1592 鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋船津 23 TEL.0997-72-1111 / FAX.0997-72-1120 https://www.town.setouchi.lg.jp/